

1. 件名：新型コロナウイルス感染拡大期における業務体制の維持に関する調査  
結果の受理について

2. 日時：令和2年7月31日  
15時00分～15時25分

3. 場所：原子力規制庁  
関西電力株式会社原子力事業本部及び東京支社  
(テレビ会議システムにより実施)

4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部検査グループ  
実用炉監視部門 武山安全規制管理官、吉野企画調査官、渡邊係長  
関西電力株式会社  
原子力事業本部 原子力企画部門 総務グループ マネジャー他11名

## 5. 要旨

(1) 関西電力株式会社より、令和2年7月14日の面談で依頼した「新型コロナウイルス感染拡大期における業務体制の維持に関する調査について（依頼）」に対して、資料1「新型コロナウイルス感染拡大期における業務体制の維持に関する調査の結果報告について」に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁より、人員計上における考え方等について質問し、関西電力株式会社より以下の回答等があった。

- 業務分類については保安規定に記載のある業務を取り上げ、これらを実施するために必要な人員を計上している。
- 冷温停止時は運転モード5又は6となるが、運転員・SA要員については保安規定上での人数に差がないこと、その他の要員については、必要な業務に大きな差はないため、人数は運転維持の場合と同じとしている。
- 「3. SA要員」の中に被災後6時間以内を目途に参集する召集要員の48名は計上していない。
- 放射線管理業務に廃棄物管理を担当する協力会社の人数については、プラント運営維持の観点で、直ちに影響を及ぼすものではないため計上していない。

(3) 原子力規制庁より、召集要員の扱いについて明記するよう関西電力株式会社に依頼し、関西電力株式会社から後日回答する旨の回答があった。

## 6. 面談資料

資料1：新型コロナウイルス感染拡大期における業務体制の維持に関する調査の結果報告について